生活力 きる かす にする
Team たかつき
「擁護」私たちの想い
Yo-Go OUR STYLE
Human Rights Protection たかつき
2016年10月 Vol.5
NPO法人 権利擁護たかつき 機関誌

法人後見の認知度の高まり。そこから、今後のあり方を見据える−

権利擁護たかつきは、
平成20年4月に特定非営利活動法人として産声を上げて以来、おかげさまで創立9年目を迎えました。
創立当時の大阪府には後見人等を受任する法人はほとんどなく、多くが親族若しくは弁護士などの専門家によって行われるのが通例でした。
そのような中で、高槻市に突如現れた「法人後見」は、当時の大阪家庭裁判所にも少なからずインパクトをもって迎えられたであろうことは、当初のスタートが、私と板垣善雄弁護士（当法人理事）による「共同後見」という試用期間が設けられたことからも明らかであったと思います。
法人による本格的な後見受任がようやく始まったのは、この「共同後見」受任から約半年後のことでした。
そこから9年、今では「法人後見」という言葉は、少しずつ一般にも使われるようになったのではないでしょうか。

法人後見自体は、平成12年の成年後見制度の開始に伴って、共同後見とともにできた仕組みでしたが、その浸透定着はなかなか進まず、権利擁護たかつき創立当初も「法人の誰が後見人になるのですか？」という問い合わせをよくお受けしました。
現在では、銀行や病院等でも自然に受け入れられることが多くなり、時代が確実に進んだと感じています。
この変化は、右記の図表からも読み取れます。
権利擁護たかつき創立直前の平成19年度と現在では、法人後見受任割合に大きな違いが表れています。
社会資源としての一定の認知が、少しずつ確実に進んでいる証拠ではないでしょうか。

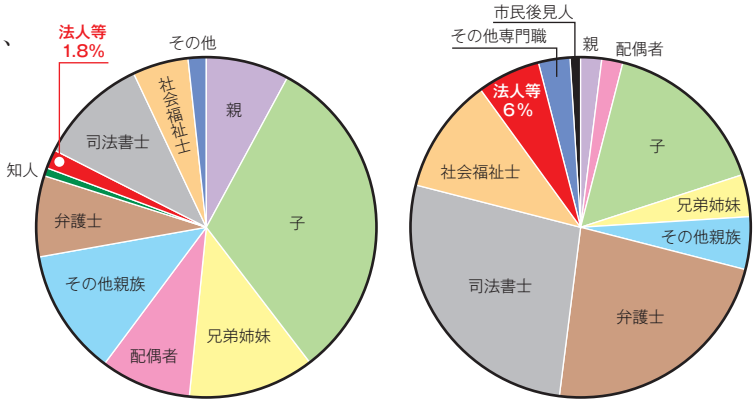

平成19年度　　平成27年度

本人と後見人の関係（出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」）

権利擁護たかつきでは、
- 多様な専門職による協議を通じた方針決定
- 当事者の収入や財産に左右されない受任
- 福祉に関わってきた経験者が支援員として行うアセスメント

の3点を、活動の柱して取り組んでまいりました。

この9年間の活動を皆様がどう評価されるか、それはお任せするとして・・・

現代は、超高齢化と障がい者を抱える保護者の高齢化が社会問題として提示されています。
このことは、今後、法人後見が、その必要性をますます加速させることを意味していると思われます。
権利擁護たかつきは、拡大を続ける後見ニーズにお応えできる法人として、支援技術の向上、安定した法人運営にこれからも誠実に向き合ってまいります。
同時に「地域のさまざまな社会資源と協働できる法人後見」、そして「市民に開かれた法人後見」等、
新たに求められる任務に、フロントランナーとして誠心誠意邁進してまいります。

権利擁護たかつき　理事　高岡克行

公開ワークショップα（アルファ）開催！

権利擁護たかつきは、本年5月29日、8回目となる「定時総会」を開催し、すべての議案についてご承認いただきました。
平成27年度の最大のトピックは、「おおさか後見ワークショップα（アルファ）」のスタートです。
実際に後見人を受任している方や、後見人とともに活動する人たちが垣根を越えて一緒に考え、学ぶ。
法人後見としては、恐らく全国で初めての試みが「おおさか後見ワークショップα」です。

今回の総会では、αの内容や雰囲気の一端を皆さまに体験していただく意味を込めて、
総会に併せて公開ワークショップを開催。
当日は、専門職であるコアメンバー4名に登壇いただき、事務局による進行の下、
下記の架空事例に取り組みました。

架空事例

- 統合失調症で入退院を繰り返す男性。主な病状は妄想。一年前にグループホーム入居。
- 母親は「この子はダメな子」と決めつけ、非常に管理的な対応に終始。
- 対して本人は、地域では虐められると思い込み、病院から自宅に戻ると体調悪化を繰り返してきた。
- ホーム入居後、部屋をゴミだらけにする、時間・約束が守れない、身勝手な態度等、日常生活が混乱し、多大な迷惑をかける。
- 本人には自覚がなく、母親が持たせたクレジットカードで好き勝手に物品を購入するなど、金銭管理もままならない。
- ホーム支援者は厳しくルールの履行を求め、「約束を守れないなら退去してもらう」と強い対応をとるが、改善が見られず、いよいよ限界が迫り、後見人に退去を求める。
- 母親との関わりについて、ホーム支援者は、「親から甘やかされてきたから･･･」との見解を示す。

このような事例について、後見人として実践を積まれている方や、
ご家族に障がいをもつ皆さんがどのように考えるのか。
約1時間の限られた中で、議論は「自宅とグループホームで何が
変わったのか？」という視点に導かれていきました。
精神障がいを抱えるがゆえに地域や家庭で背負ったしんどさや
苦しみが、グループホームでの生活においてもそのまま引き継が
れている状況･･･。

コアメンバーはここに着目し、ワークショップ参加者との意見交
換を通じて、改めて後見人の役割が「利用者」の置かれている環
境に早く気付き、それを支援者にお伝えすることではないか、
という見解にまとまりました。
このように、今回の公開ワークショップでは「日々の援助に入らな
いからこそ見えてくる利用者の置かれた環境や声に気付くこと」
という、後見人の役割が端的に示されたと思います。

いかがでしょうか･･･。
「おおさか後見ワークショップα」は、このような気づきを得る場、
一緒に考え、学ぶ場なのです。
職種を超え、業種を超え、立場を超えて集まるからこそ
「新たな気づき」が生まれるはず･･･。
集まったメンバーの数だけ気づきがある！
ご興味を持たれた方は、ぜひご参加ください。

知られざる「権利擁護たかつき」の活動!?　～第２弾～

権利擁護たかつきの知られざる？活動をご紹介するコーナー。
２回目は、これまでの活動を振り返る試みとして、権利擁護たかつきが法定後見を受任した自治体を図表にしてみました。
後見受任時の出身市町村データですので、その後の転居や施設入所など、現在の住所とは必ずしも一致しませんが、大阪府下において権利擁護たかつきが、どの地域で活動し、
連携しているかがおわかりいただけます。
権利擁護たかつきは大阪府下全域を対象に活動していますが、中でも拠点を置く高槻市が圧倒的に多く、次いで箕面市、大阪市、豊中市･･･。
やはり北摂エリアが活動の中心となっています。
ご相談をお受けする相手先では、地域包括支援センターや相談支援事業所、病院などの専門機関からのご相談が非常に多くなっています。
相談件数では、平成25年度（53件）、平成26年度（56件）、平成27年度（70件）と年々増加し、成年後見制度への関心や、制度を活用した支援の重要性に対する認識の高まりが伺えます。
今後も、普段から関係機関と連携を取っている市町村はもちろんのこと、それ以外の地域も含め、成年後見制度の相談窓口として精力的に活動を進めてまいります。

自治体名	件数
高槻市	41
箕面市	24
大阪市	9
豊中市	8
四條畷市	6
吹田市	5
摂津市	5
門真市	4
大東市	4
東大阪市	4
枚方市	4
池田市	3
寝屋川市	3
茨木市	2
羽曳野市	2
泉大津市	1
堺市	1
松原市	1
	127件
京都府	
長岡京市	3
向日市	1

自治体別申立件数

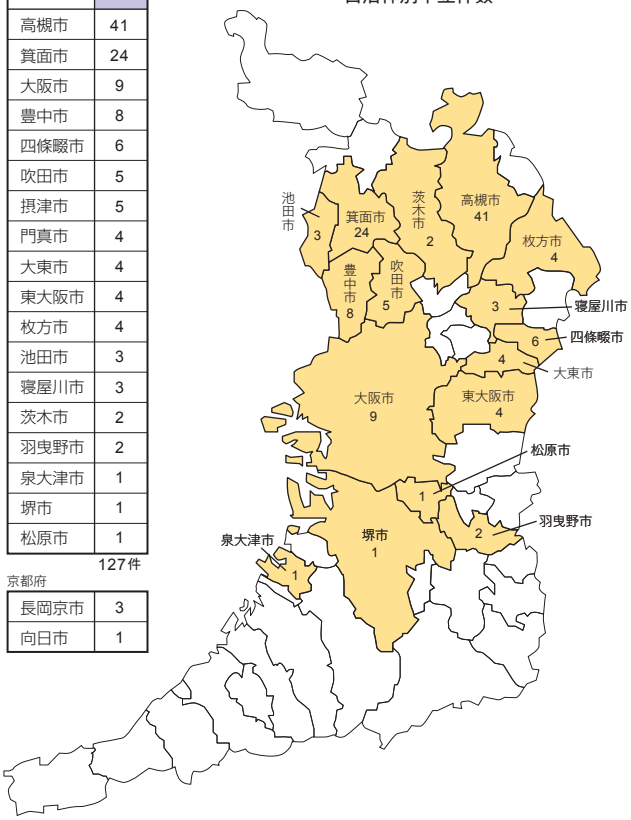

	相談機関	申立支援依頼	制度･手続き説明等	簡易な問合せ	合　計
高　齢	専門機関	5	6	0	11
	一　般	0	3	0	3
障がい	専門機関	18	14	0	32
	一　般	2	7	1	10
その他	専門機関	3	3	2	8
	一　般	3	4	0	6
合　計		30	37	3	70

障がい福祉サービス事業所で講演会を開催

【関心の高さを実感。家族向け講演会】

７月30日（土）、社会福祉法人わらしべ会「村野わらしべ」が主催するご家族向け研修会において、成年後見制度にまつわる講演をさせていただきました。
社会福祉法人わらしべ会は、権利擁護たかつきが被後見人の支援を通して日頃から関わりのある施設で、成人を対象とした多くの障害福祉サービスを実施されています。
同会の事業所の一つである「村野わらしべ」での講演は、今回で２回目になります。
当日は制度の概要だけでなく、「制度を利用するには何から始めれば良いか？」「後見人がついた後の家族の役割は？」など、具体的な質問もあり、ご家族の皆さまの関心の高さと非常に勉強熱心な様子が伺えました。

権利擁護たかつきでは、
「成年後見制度についてもっと知ってもらいたい」との思いから、公的機関や家族会、地域のコミュニティサークル、施設、相談支援機関など、さまざまな場所で講演活動を実施しています。
法人後見に限らず、成年後見制度全般について、皆さんが知りたいことを、質疑応答を交えて丁寧にご説明いたします。
講演会をご希望の際は、権利擁護たかつき窓口にお気軽にご連絡ください。

生活力 きる かす にする Team tktk

Teamたかつき、新たな委員メンバー！

権利擁護たかつきの後見活動メンバーをサポートする Team たかつきに、新たな委員が加わりました。
さまざまな方面からサポートしていただける体制は、本当にありがたい限りです。

村上 和子
特定非営利活動法人 千の風 事務局長

中途障害者の方が通う事業所の運営、支援に携わっています。
高次脳機能障害の方とそのご家族の方々との関わりの経験を活かしつつ、「当事者の尊厳を守る為に必要なこと」を委員会を通じて学ばせていただきたいと思います。
どうぞよろしくお願いします。

編集後記

早いもので、朝夕は肌寒さを感じる季節になりました。
権利擁護たかつきは今年で創立９年目。今では、多くの相談機関の方や病院などのワーカーの皆さんに「たかつきさん」と呼んでいただけるようになりました。さて、第５号はいかがでしたでしょうか。
今回は、法人後見の存在意義を見つめ直してみたいとの想いから、巻頭で「法人後見」について改めて触れてみました。
権利擁護たかつきを設立した頃の法人後見の実情から、今私たちが考えるその役割までを思うままに書き記しましたが、皆さんはどのような感想をお持ちになられましたでしょうか。お気づきの点がありましたら、ぜひご連絡いただければと思います。

また、今号では被後見人等の出身市町村を表す図表も掲載させていただきました。
ビジュアル化すると、改めて気付かされる興味深い点が多々あり、同時に私たちの約８年の活動を振り返るいい機会となりました。
法人後見は継続性がメリットだとよく言われます。決して楽なことばかりではありませんが、「たかつきさん！」と必要としてくれる人がいる以上、私たちは使命を果たさなければなりません。
『Team たかつき』には、権利擁護たかつきに関わるすべての方が思いを一つに歩み続ける･･･そんな気持ちが込められています。
私たちもしっかりと『Teamたかつき』号の舵を取りながら、これからも皆さまに「たかつきさ～ん」と呼んでいただける法人であり続けたいと思います。

事務局長 増田和宏

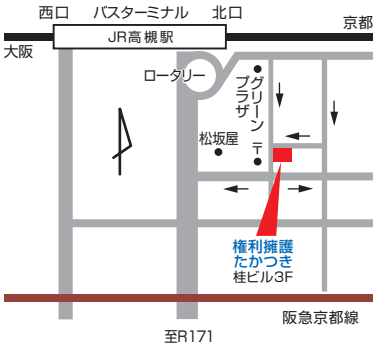

Human Rights Protection tktk
編集･発行人
NPO法人 権利擁護たかつき
編集責任者：事務局長／社会福祉士　増田和宏
〒569-0803 大阪府高槻市高槻町12番26号 桂ビル3F
TEL:072-686-3400　FAX:072-686-4100
Email info@tktk-npo.or.jp　http://tktk-npo.or.jp/